

『不燃ごみ7種9分別収集モデル事業』の実施状況について(速報)

1.モデル事業の概要

2.事業内容の検証

①排出状況

②収集方法

③処理方法

3.市民への周知

4.市の検討課題

不燃ごみ7種9分別収集モデル事業の概要について

モデル事業の概要

○モデル事業の内容

- ①ペットボトルの単独分別収集
- ②プラスチック製の包装・袋を不燃ごみで分別収集
- ③食用びん類を3分別に簡素化

○モデル事業の対象地区

【8/9】第2木曜日グループ 東地区（15自治会22ヶ所）

【8/16】第3木曜日グループ 西地区（13自治会20ヶ所）

不燃ごみ7種9分別収集モデル事業の概要について

モデル事業の実施目的

○排出状況の検証

地域の集積所・排出状況を検証

○収集方法の検証

収集量の把握、収集運搬手法の確認

○処理方法の検証

排出されたペットボトル、プラスチック容器包装類の性状を踏まえ、処理方法の再検討

○市民への周知

来年度本格実施を予定している新たな分別区分の住民周知

モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

①集積所スペースの変化

(1)モデル事業実施前(7月)

- ・既にペットボトルやプラスチック製包装類を分別している状況が見受けられる。



モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

①集積所スペースの変化

(2)モデル事業実施時(8月)

- ・プラスチック容器包装類とペットボトルの収集量が増えた自治会があったが、既存場所に対応可能だった。
- ・ペットボトルは概ね無色の袋で排出されていた。一方、プラスチック容器包装類は色つきの袋が目立った。



モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

②使用袋の変化

○プラスチック容器包装類の使用袋

自治会によって無色透明袋の使用に大きな差がある。



モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

③今後の課題

- ・排出時に使用されている袋に、白色・半透明の袋が多くみられ、透明袋使用のさらなる周知が必要。



モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

④現場の声

○自治会長の感想

- ・住民への周知がなかなか難しい。特に、自治会に入っていない人たちに伝えるのは難しい。
- ・小学校ではペットボトルのキャップ回収などもやっているが、ごみ分別を学習する機会がもっと増えれば、子供だけではなく大人の意識も高くなると思う。
- ・立ち番や分別指導をするときに参照できるような、細かいパンフレットがあればと思う。

モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

①収集量について

○プラスチック容器（包装）類等の収集スペースの変化
どの集積所も概ね収集スペースは足りているが、道路にはみ出る等の様子もみられた。



7月不燃収集日の
プラスチック容器類



8月不燃収集日の
プラスチック容器包装類

モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

②収集方法について

○収集運搬方法の検討

【これまで】・・・パッカー車(圧縮あり)

【モデル事業】・・・4tフックロール車(平積み)やパッカー車(圧縮あり・なし)を使用し、最適な収集方法を検討する。



6種9分別の
プラスチック容器類の収集



7種9分別の
ペットボトルの収集

モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

①分別ルールへの対応状況

(1)ペットボトルの状況

- 概ねラベルはきちんとはがして排出されている。
- 集積所によっては分別や無色透明袋の使用が徹底されていない場所もあり、周知が必要。



モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

①分別ルールへの対応状況

(2)プラスチック容器包装類の状況

- ・モデル事業前に比べてプラスチック製包装類が増えている。
- ・汚れの残っている容器や包装が入っている袋もあり、洗浄や分別の意識に差がある。



モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

①分別ルールへの対応状況

(3)不適物の混入状況

- ・プラスチック容器包装類として排出されたものの中に様々な不適物が混じっており、これらを効率的に選別するために、無色透明袋での排出が重要である。



モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

②処理方法について

(1)リサイクルプラザでの処理【現在】

- ・ペットボトル(イメージ)

「プラスチック容器類」として集められたものから、リサイクル可能なペットボトルを選別し、圧縮して業者に引き渡し。

- ・プラスチック容器(包装)類

「プラスチック容器(包装)類」として集められたものから、リサイクル可能なものを選別し、圧縮して業者に引き渡し。

手選別の様子



圧縮されたペットボトル



モデル事業内容の検証

1.排出状況の検証

2.収集方法の検証

3.処理方法の検証

②処理方法について

(2)リサイクルプラザでの処理【改修後の処理(イメージ)】

- ・ペットボトル
「ペットボトル」として集められたものを袋から取り出し、圧縮して業者に引き渡す。
- ・プラスチック容器包装類
「プラスチック容器包装類」として集められたものから、手選別により不適物を除去し、圧縮して業者に引き渡し。

市民への周知

①市民への周知

- ・自治会長向け説明会の実施(6月)
- ・自治会への個別説明会の実施(随時)
- ・チラシの配布(A4両面印刷のもの)
- ・集積所看板(7種9分別版)の作成
- ・広報紙への掲載(8月、10月)



集積所看板

不燃ごみステーション(7種9分別)

※収集日当日の朝8時までに出してください。(前日から出せません)

1. 金属類	2. 飲料用空缶類	3. 食用びん類	4. ペットボトル	5. プラスチック容器類	6. 有害ごみ	7. その他埋立ごみ
※軽くすすぎ洗いする	(色で3分別) 酒、酢、ドリンク、洋酒、のり、調味料等のびん ※軽くすすぎ洗いする	(色別) 茶色 緑色 白色のびん 以下のものは「燃やさないごみ」に出しましょう。 ◆乳白色のびん ◆ガラス製のコップ ◆化粧びん ◆割れた陶器類	※キャップとラベルを剥がして中身をすすぎ洗いし、水をきりましょう	※すすぎ洗いし、水をきりましょう	※中身を洗い捨てて出す	
			※透明な袋で出してください	※透明な袋で出してください	※液体類(水罐式)は袋または付属ケースに入れて出してください	※ビデオテープ類は別袋に入れて出してください

空缶・びん・ペットボトル・プラスチック容器包装類等は中身を出して、洗って出してください。「スプレー缶・カセットボンベ・ライター」は単発火災の原因となりますので、中身を使い切った上でそれぞれ所定の区分に出してください。

出してはいけないごみ

中身を出して、洗って出してください	購入店または専門店へ相談してください	指定袋に入れて、可燃ごみとして出してください	建設廃材は出せません。個人が白壁大工程度で解体したものに限り、リサイクルプラザへ搬入できるものがあります。

● 事業所やお店、農業や漁業から出たごみは出せませんので、各自で処分してください。
 ● 他町内からの持ち込みはできません。
 ● 粗大ごみは出せません。(縦、横、高さのうちいずれか1辺の長さが50cm以上のもの)
 ● エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機(以上家庭リサイクル法対象品)は出せません。(解体しても出せません)

警告 資源物抜き取り禁止。抜き取りは犯罪です。警察に通報します。自治会・舞鶴市

市民への周知

②事業所への周知

○福祉関係事業所への周知

- ・市内の福祉関係事業所(80事業所)へ、モデル事業の周知と新たな分別区分への協力を依頼。

○可燃ごみの指定ごみ袋取扱店への周知

- ・公共施設等を除く可燃ごみの指定ごみ袋取扱店(144店舗)へ、モデル事業実施にかかる透明袋の取扱いについて協力を依頼。

市民への周知

③自治会向け説明会での意見等

(1) 質問

Q1 生ごみをレジ袋に入れ可燃ごみとして出してもよいですか？

A これまでどおり指定袋に入れ「可燃ごみ」として出してください。

Q2 お菓子袋など洗っても汚れが落ちないものはどうすればよいのですか？

A これまでどおり指定袋に入れ「可燃ごみ」として出してください。

Q3 なぜ透明袋で出すのですか。中身が見える半透明の袋では出せませんか？

A 透明袋で出してください。異物の混入で機械が壊れたり、作業員がけがをしたり、汚れたものが混じり洗ったものまでもがリサイクルできなったりするなどの問題を防止するため、分別区分の見直しを機に透明袋に統一しようとするものです。

Q4 これまで使っていた半透明の袋がもったいないのですが？

A 半透明の袋は「その他埋立ごみ」で使用してください。

Q5 レジ袋(スーパー等の袋)はどうやって捨てればよいのですか？

A 「プラスチック容器包装類」として出してください。

市民への周知

③自治会向け説明会での意見等

(2) 要望

- ・自治会回覧用にシンプルなチラシを作って配布してほしい。
⇒回覧用のチラシ(A4両面刷)を作成し、各自治会に配布。
- ・新たな分別方法が定着するまでは取り残しをしないでほしい。
⇒例えば「ペットボトルのラベルをはがしていなかった」など、今回のモデル事業を実施したことが原因の場合は、改善はお願いすることになるが、いわゆる「取り残し」はしないことを説明。

今後の対応

○9、10月とモデル事業を実施

- ・集積所の状況確認
- ・自治会からの要望に応じて、個別の説明会を実施

○本格実施に向けた課題

- ・自治会未加入者への周知
- ・新たな分別ルールのさらなる周知
- ・無色透明袋の使用の徹底
- ・プラスチック製包装類のさらなる分別